

各自治体の条例前文

	前文	憲法	国際的理念	責務	多様性	差別・人権侵害	ヘイトスピーチ	協働
国立市	私たちは、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるという普遍の原理に基づき、日本国憲法の掲げる基本的人権を保障する精神を尊重し、だれもが、ありのままに、その人らしく、幸せに暮らすことができる社会を築くことを目指します。国立市は、この理想の実現のため、これまで、憲法や国際的な人権の理念に基づき、市政のあらゆる分野において、市民との協働による人権施策を推進してきました。しかし、社会には、様々な歴史的背景や社会的要因から生じる差別や不公正な扱い、人権侵害が、いまだ存在しています。この条例は、人権の普遍的な原理に基づき、あらためて、人権が尊重される社会の実現に向けた、私たち国立市を構成するすべての者の決意と責任を明確にするものです。私たちは、互いの人権を尊重し、個性の違いや多様性を認め合い、差別のない社会を築くために、この条例を制定します。そして、人権を基軸とした平和で豊かなまちづくりを、市民の協働によって進めます。	○	○	○	○	○	-	○
川崎市	多様な個性や文化を認め合い、互いの人権が尊重される社会の実現は、私たち市民共通の願いです。川崎市は、すべての市民の人権を尊重するため、これまで様々な施策を推進してきましたが、社会には、いまだに、人権を軽んじ、差別を助長し、人々の尊厳を傷つけるような言動が存在し、市民生活に大きな影響を及ぼしています。この条例は、憲法及び国際的な人権の理念に基づき、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすこと、そして、すべての市民が、人種、国籍、民族、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病等にかかわらず、互いの多様な個性と価値観を尊重し、だれもがその人らしく心豊かに暮らすことができる差別のない社会の実現を目指して、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるものです。	○	○	○	○	○	○	-
高知市	高知市は、日本国憲法の基本原理である「個人の尊厳」及び国際的な人権の理念に基づき、すべての市民の人権が尊重される差別のない社会を築くことを目指し、これまでにも、人権教育・啓発に関する施策を推進してきた。しかし、現実に、国籍、出身、人種、信条、性的指向、性自認、障がいの有無、疾病、職業、年齢、性別、社会的身分、犯罪被害者等に係る不当な差別その他様々な人権侵害が存在し、私たち市民の尊厳と安全を脅かしている。私たちは、これらの人権侵害をなくし、多様な個性や価値観を認め合い、互いに尊重し、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を願っている。この条例は、私たち高知市を構成するすべての者が、人権尊重の理念を共有し、連携して人権尊重のまちづくりを推進していくことを目的とする。	○	○	-	○	○	-	○
尼崎市	尼崎市は、国際社会の動向及び日本国憲法に定める個人の尊厳の精神に基づき、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりを目指してきた。しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、性的少数者、犯罪被害者、精神保健医療にかかわる問題のある人、特定の職業の人など、様々な人々に対する人権問題が今なお存在しており、人権を軽んじ、人間の尊厳を傷つける差別的言動が後を絶たない。この条例は、人権問題の解決に向けた社会の状況の変化に対応し、市民、事業者及び市が、人権について正しく理解し、互いの多様性を尊重し、人権の擁護及び確立並びに差別のない社会の実現に向けた決意と責任を明確にするとともに、その推進に関する基本的事項を定めるものである。	○	○	○	○	○	○	-
木城町	私たちは、日本国憲法の基本原理である個人の尊厳と人権の尊重の精神に基づき、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、差別されないことの保障はもとより、全ての国民は、法の下に平等であり、不当な差別を受けないことが、保障されてきました。しかし、社会が多様化する中で、様々な事象が生まれ、人権尊重の意識を損なう問題が顕在化し、性的指向、性自認、障がい、疾病、年齢、国籍、民族、犯罪被害者等に対して、今なお、不当な差別が存在します。この条例は、人権が尊重された差別のない社会の実現を目指す上で、町民一人ひとりが、多様性を認め合い、他者を思いやり、互いに支え合い、人権尊重の意識をさらに高め、差別のない社会を推進するための責務を明らかにするとともに、基本的事項を定めるものです。	○	-	○	○	○	-	-

	前文	憲法	国際的理念	責務	多様性	差別・人権侵害	ヘイトスピーチ	協働
明石市	明石市は、日本国憲法に定める個人の尊厳及び国際的な人権の理念に基づき、すべての人が、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、社会的地位、年齢等にかかわらず、かけがえのない大切な存在として尊重され、自分らしく、安心して、いきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。しかし、いまだに、不当な差別や偏見、人権を軽んじる言動が後を絶たず、人々の尊厳や安全が脅かされています。この条例は、あらゆる人権侵害をなくし、誰もが多様性を尊重し合い、安心して自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくりを実現するため、市民、事業者及び市の責務と、その推進に関する基本となる事項を定めるものです。	○	○	○	○	○	-	-
安曇野市	日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、基本的人権の尊重と差別のない社会の実現を保障している。国際連合においても、人種、性別、言語、宗教などによる差別のない社会の実現を目指す様々な国際規約が採択されている。しかし、社会が多様化する中で、いまだに様々な人権侵害、特にインターネット等を用いた誹謗中傷や差別的な言動が後を絶たない。私たちは、市民一人ひとりが、この現状を深く受けとめ、多様性を尊重し合い、自分らしく生きられる社会づくりに取り組むことを決意する。この条例は、この決意を明確にし、人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目的とする。	○	○	-	○	○	-	-
松本市	誰もがかけがえのない大切な存在であり、安心して自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現は、私たち市民共通の願いです。しかし、いまだに、不当な差別や偏見、人権を軽んじる言動が後を絶たず、市民の尊厳や安全が脅かされています。この条例は、すべての人がその人らしく安心して暮らせる社会を市民の協働により実現するため、市の責務を明らかにするとともに、差別のない社会の推進に関する基本的事項を定めるものです。	-	-	○	○	○	-	○
大府市	日本国憲法は、すべて国民は、個人として尊重されること、すべての国民は、法の下に平等であることを保障しています。しかしながら、今日においても、特定の民族、国籍の人々に対する不当な差別、インターネット等を用いた誹謗中傷等、様々な人権侵害が存在します。誰もがその人らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現は、市民共通の願いです。この条例は、このような社会の実現を目指して、市民、事業者及び市が果たすべき役割を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものです。	○	-	○	○	○	-	-
流山市	日本国憲法は、すべての国民は、個人として尊重されるべきことを定め、人権尊重の理念を掲げている。国際社会においても、人種、性別、性的指向、性自認等による差別のない社会の実現を目指す様々な国際規約が採択されている。しかし、今日においても、様々な人権侵害、特に特定の民族や国籍の人々を排除しようとする差別的言動（ヘイトスピーチ）やインターネット等を用いた誹謗中傷が後を絶たない。私たちは、多様性を認め合い、互いの個性や価値観を尊重し、だれもがその人らしく安心して暮らすことができる社会を築くことを決意する。この条例は、この決意を明らかにするとともに、その推進に関する基本的事項を定めるものである。	○	○	-	○	○	○	-
渋谷区	日本国憲法は、すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等であることを保障しています。しかし、今日においても、性的指向、性自認、障がい、疾病、年齢、国籍、民族、犯罪被害者等に対する不当な差別や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）等、様々な人権侵害が存在します。誰もがその人らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現は、区民共通の願いです。この条例は、このような社会の実現を目指して、区民、事業者及び区が果たすべき役割を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものです。	○	-	○	○	○	○	-

	前文	憲法	国際的理念	責務	多様性	差別・人権侵害	ヘイトスピーチ	協働
相模原市	相模原市は、日本国憲法の基本原理である「個人の尊厳」及び国際的な人権の理念に基づき、すべての市民の人権が尊重される差別のない社会を築くことを目指し、これまでも、人権教育・啓発に関する施策を推進してきた。しかし、現実に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）をはじめ、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、年齢、国籍、民族、職業、犯罪被害者等に係る不当な差別その他様々な人権侵害が存在し、私たち市民の尊厳と安全を脅かしている。私たちは、これらの人権侵害をなくし、多様な個性や価値観を認め合い、互いに尊重し、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を願っている。この条例は、私たち相模原市を構成するすべての者が、人権尊重の理念を共有し、連携して人権尊重のまちづくりを推進していくことを目的とする。	○	○	-	○	○	○	○
太田市	日本国憲法は、すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等であることを保障している。しかし、今日においても、同和問題、性的指向、性自認、障害、疾病、年齢、国籍、民族、犯罪被害者、特定の職業等に対する不当な差別や、インターネット等を用いた誹謗中傷、特定の民族や国籍の人々を排除しようとする差別的言動（ヘイトスピーチ）等の人権侵害が後を絶たず、私たちの尊厳や安全が脅かされている。この条例は、市民一人ひとりが、多様性を認め合い、互いの個性や価値観を尊重し、誰もがその人らしく安心して暮らせる社会の実現を目指して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する基本的事項を定めるものである。	○	-	○	○	○	○	-
播磨町	日本国憲法は、基本的人権の尊重と法の下の平等を掲げ、個人の尊厳の精神に基づき、すべての国民はかけがえのない存在として尊重されるべきことを定めている。しかし、今日においても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、性的少数者、感染症患者、犯罪被害者等に対する不当な差別や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などの人権侵害が後を絶たない。この条例は、町民一人ひとりが、このような人権侵害をなくし、互いの多様性を尊重し合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、町民、事業者及び町が果たすべき責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものである。	○	-	○	○	○	○	-
浜松市	日本国憲法は、すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等であることを保障している。また、世界人権宣言をはじめ、国際社会においても人権尊重を普遍的な価値とする理念が示されている。しかし、同和問題をはじめとして、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、疾病、年齢、国籍、民族、社会的身分、出身、職業等による不当な差別、インターネット等を用いた誹謗中傷、人々の尊厳を傷つける言動など、様々な人権侵害が後を絶たない。誰もがその人らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現は、私たち市民共通の願いである。この条例は、市民一人ひとりが、多様な個性や価値観を尊重し、互いに支え合い、人権尊重の意識をさらに高めるため、市民、事業者及び市が果たすべき役割を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものである。	○	○	○	○	○	-	○
豊島区	日本国憲法は、個人の尊厳、人権の尊重及び差別のない社会の実現を保障している。また、国際社会においても、人権尊重を普遍的な価値とする理念が示されている。しかし、今日においても、人種、信条、性的指向、性自認、障がい、疾病、年齢、国籍、民族、社会的身分又は門地による不当な差別、インターネット等を用いた誹謗中傷、人々の尊厳を傷つける言動など、様々な人権侵害が後を絶たない。誰もがその人らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現は、区民共通の願いである。この条例は、このような社会の実現を目指して、区民、事業者及び区が果たすべき役割を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものである。	○	○	○	○	○	-	-

	前文	憲法	国際的理念	責務	多様性	差別・人権侵害	ヘイトスピーチ	協働
世田谷区	日本国憲法は、個人の尊厳、人権の尊重及び差別のない社会の実現を保障しています。また、世界人権宣言をはじめ、国際社会においても、人権尊重を普遍的な価値とする理念が示されています。しかし、今日においても、人種、信条、性的指向、性自認、障がい、疾病、年齢、国籍、民族、社会的身分又は門地による不当な差別、インターネット等を用いた誹謗中傷、人々の尊厳を傷つける言動など、様々な人権侵害が後を絶ちません。誰もがその人らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる差別のない社会の実現は、区民共通の願いです。この条例は、このような社会の実現を目指して、区民、事業者及び区が果たすべき役割を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものです。	○	○	○	○	○	-	-
枚方市	日本国憲法は、基本的人権の尊重と法の下の平等を掲げ、個人の尊厳の精神に基づき、すべての国民はかけがえのない存在として尊重されるべきことを定めている。しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者、犯罪被害者等に対する不当な差別や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などの人権侵害が後を絶たない。この条例は、市民一人ひとりが、このような人権侵害をなくし、互いの多様性を尊重し合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、市民、事業者及び市が果たすべき責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものである。	○	-	○	○	○	○	-
吹田市	日本国憲法は、基本的人権の尊重と法の下の平等を掲げ、個人の尊厳の精神に基づき、すべての国民はかけがえのない存在として尊重されるべきことを定めている。しかし、今日においても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者、犯罪被害者等に対する不当な差別や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などの人権侵害が後を絶たない。この条例は、市民一人ひとりが、このような人権侵害をなくし、互いの多様性を尊重し合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、市民、事業者及び市が果たすべき責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めるものである。	○	-	○	○	○	○	-